

大学院授業料減免の募集要項

1. 減免の種類

支援区分	減免額(半期)	納付必要額(半期)
第1区分(全額減免)	267,900円	0円
第2区分(2/3減免)	178,600円	89,300円
第3区分(1/3減免)	89,300円	178,600円

2. 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

【収入基準】

収入については、2021年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2022年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。

支援区分	収入基準
第1区分	あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること
第2区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※1）の合計が100円以上25,600円未満であること
第3区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）支給額算定基準額★1＝課税標準額×6％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）★2（100円未満切り捨て）

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合は、市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明）を用いて、自分で支給額算定額を試算することができます。課税証明と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

○試算方法

令和4年度(令和3年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例)			
申請者		令和4年6月1日	
合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	1,554,050 円
所得金額	2,487,200 円	控除対象配偶者	0 人
特別控除	0 円	配偶者控除	0 円
給与所得	0 円	基礎控除	0 円
不動産所得	0 円	扶養親族	0 人
雑所得	0 円	控除対象扶養親族	1 人
の		基礎控除	0 円
内		特別・通達・新制度 控除(人・ひとり親)	0 人
控除		16歳未満児童控除	0 円
収入		所得控除合計額	1,554,050 円
給与収入	3,787,000 円	課税標準額	929,000 円
雑収入	0 円	課税所得額	929,000 円
雑収入	0 円	市県民税	90,300 円
合計所得金額	2,487,200 円		
上記について相違ないことを証明する。			
令和4年6月1日		市長 橋本 太	

・上記の証明書の例は特定の自治体のものではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。

- ① 証明書の年度は、令和4年度(令和3年分)【2022年度(2021年分)】を使います。
- ② 証明書は、申込者本人と生計維持者全員分の情報が必要です(最大3名分)。
- ③ 以下により支給額算定基準額を算定します。

支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)

★(100円未満切り捨て)

★住所が政令指定都市である場合、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に3/4を乗じます。

★地方税法の定めにより市町村民税所得割が課税されない場合、上記の計算によらず、支給額算定基準額は0円になります。

★課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です。

○上記の例を用いた具体的な計算方法(「▲▲市」は政令指定都市とします。)

上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円 ×

6% - (6,000円 + 0円) × 3 / 4 = 51,240円から100円未満切り捨て)です。この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額で収入基準が判定されます。

【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計）
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

<参考> 【収入と資産について（イメージ）】
4人世帯（生計維持者が2人）の場合



※収入が461万円以内であっても資産が2,000万円以上の場合は、資産基準を満たさないため、支援対象外となります。

※上表の収入については目安のため、資産が2,000万円未満、収入が461万円以内であっても、支援対象外となる場合があります。

重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

3. 家計急変採用について

上記2の収入基準については、令和3年中の収入状況で判断されることとなるが、それ以降に生じた家計の急変により困窮となった場合には、家計の急変に係る申告書を併せて提出することにより、その事情を加味した上で判定する。(随時募集)

4. 対象者及び期間

対 象 者：令和5年4月に大学院に入学した者又は在学中の大学院生

減免の期間：令和5年度 前期分

申 請 期 限：令和5年4月20日(木) ※家計急変採用については随時募集

手 続 き：石川県公立大学法人授業料等減免及び徴収猶予規程4条関係別記様式
1-2を教務学生課に提出する

(添付書類)・親子関係が記載された最新の「住民票の写し」(個人番号抜きのもの)

・令和3年所得4年度課税分の「課税証明書」(原本)